

兵庫県公報

令和6年2月19日 月曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

人事委員会規則	ページ
○ 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	1

公布された法令のあらまし

◎職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会規則第1号）
特別支援学校の新設等に伴い、所要の整備を行うこととした。

人事委員会規則

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年2月19日

兵庫県人事委員会
委員長 田中基康

兵庫県人事委員会規則第1号

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

（職員の給与に関する規則の一部改正）

第1条 職員の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。
別表第17の2 明石健康福祉事務所の項及び明石保健所の項を削り、同表中

「

県立川西北陵高等学校	川西市山原	1級地
------------	-------	-----

」を

「

県立川西北陵高等学校	川西市山原	1級地
県立川西カリヨンの丘特別支援学校	川西市丸山台	1級地

」に改める。

（公立学校教育職員等の給与に関する規則の一部改正）

第2条 公立学校教育職員等の給与に関する規則（昭和35年兵庫県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第16の2中

「

県立川西北陵高等学校	川西市山原	1級地
------------	-------	-----

」を

「

県立川西北陵高等学校	川西市山原	1級地
県立川西カリヨンの丘特別支援学校	川西市丸山台	1級地

」に改める。

（職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正）

第3条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年兵庫県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第17号中「9月」を「10月」に改める。

(職員の子育て支援に関する規則の一部改正)

第4条 職員の子育て支援に関する規則(平成21年兵庫県人事委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第3号エ中「のため」の右に「又は気象警報等により」を加える。

(会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部改正)

第5条 会計年度任用職員の給与等に関する規則(令和元年兵庫県人事委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第62条第1項第14号ウ及び表中「9月」を「10月」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条から第5条までの規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する規則別表第17の2 県立川西カリヨンの丘特別支援学校の項の規定及び第2条の規定による改正後の公立学校教育職員等の給与に関する規則別表第16の2 県立川西カリヨンの丘特別支援学校の項の規定は、令和5年11月1日から適用する。